

令和3年度

町有財産（塵芥車両）

売却案内書

令和4年1月

上牧町 総務部 総務課

1 売払い物品

	物 品
登 録 番 号	奈良 11 そ 39-97
車 体 番 号	NKR66L-7408676
メーカ-・車 名	いすゞ エルフ
型 式	KC-NKR66LR
種 別 ・ 用 途	普通・貨物
車 体 形 状	キャブオーバ
初 年 度 登 録 年 月	平成 7 年 5 月
乗 車 定 員	3 人
車 検 満 了 日	令和 4 年 5 月 2 9 日
走 行 距 離 (k m)	86, 096 km (令和 3 年 12 月 10 日時点)
総 排 気 量 (ℓ)	4. 33ℓ
車 両 重 量 (k g)	2, 530 kg
車 両 総 重 量	4, 695 kg
燃 料	軽油
長 さ ・ 幅 ・ 高 さ (c m)	599 cm/188 cm/210 cm
車 体 色	グリーン
変 速 機	MT
最 低 売 却 価 格	260, 000 円
備 考	※最低売却価格は消費税込み ※走行距離は管理上、伸びることがあります。 ※別紙現況写真あり ※空調設備が故障しています。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でない。
- (2) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号に掲げられた者でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続の申立て及び民事再生法に基づく再生の申立てをしてい

ないこと。

(6) 国税、県税または町税に滞納がないこと。

3 売払い条件

(1) 契約時期

落札者は、落札決定日翌日より6日以内（ただし、土、日曜日は除く。）に
売買契約書を締結していただきます。

(2) 売買代金

売買契約締結後に売買代金全額を、お支払いいただきます。

(3) 引渡し売買

代金の支払いが確認できた後に行います。売払い物品は現状渡しとし、引渡し後の故障
及び瑕疵等について当町は一切責任を負いません。また、運搬費用、登録費用、その他
引渡しに係る費用・書類等は、全て落札者の負担となります。

(4) 名義変更及び町章・町名等の抹消

引渡しから2週間以内に名義変更等を行い、手続完了後、証明書の写しを提出すると
ともに、車両に表示してあります町章・町名等について、引渡し後、落札者が抹消し町
の確認を受けてください。

4 売払い物品の公開場所及び期間

公開場所

上牧町衛生業務詰所前 駐車場（上牧町大字上牧3346番地）

(1) 公開期間

令和4年1月18日（火）、19日（水）午後1時から午後4時まで

※ 売払い物品の引渡しは現状のまま行いますので、事前に当該売払い物品の確認をお
願いします。なお、公道を試乗することはできません。

※ 物件を見学する場合は、必ず事前に総務課までご連絡ください。

5 一般競争入札参加申込書兼受付済書の提出場所及び期間等

(1) 提出期間

令和4年1月14日（金）から1月24日（月）まで

（ただし、土、日曜日は除く。）

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3 3 5 0 番地

上牧町 総務部 総務課 総務管財係

(3) 提出方法

受付場所に直接書類を持参してください。

書類を確認のうえ、入札参加申込書の写しを交付します。

(4) 提出書類

必要な書類

	必要な書類	法人	個人
①	入札参加申込書兼受付済書	○	○
②	誓約書	○	○
③	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	身分証明書		○
⑤	住民票		○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	納税証明書 （上牧町内の個人・法人）「町税に未納がないことの証明書」 ※上牧町役場 徴収課、片岡台出張所で取得できます。 （上牧町外の個人）税務署発行の納税証明書「様式その3の2」 （上牧町外の法人）税務署発行の納税証明書「様式その3の3」		

注) ③～⑦については、発行後3箇月以内（写し可）のものに限ります。

(5) 入札保証金

上牧町契約規則第4条により免除とします。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 入札日時及び場所

① 日時 令和4年1月25日(火) 午前10時から

② 場所 上牧町役場 地下小会議室

(2) 入札当日に必要なもの

必要な書類がない場合又は書類に不備等があった場合、入札に参加することができなくなります。

入札に必要な書類等	説明
入札参加申込書兼受付済書	事前に参加申込したときの受付書のコピー
委任状	代理人が入札に参加する場合に必要
入札書	封筒に封入れすること。
入札書を入れる封筒	形状は定型封筒とする。

- ① 入札は、代理人に行わせることができますが、この場合、委任状が必要となります。
- ② 委任状は、本人（委任者）の実印及び代理人（受任者）の押印が必要となります。
- ③ 委任状がない代理人による入札はできませんのでご注意ください。

(3) 入札及び開札の方法等

- ① 入札開始の5分前から入室し、入札参加者名簿に署名・押印し、入札参加申込書兼受付済書（受付印を押したコピー）を提出していただきます。
- ② 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。
- ③ 入札（開札）会場への入室は、各社（者）1名とさせていただきます。
- ④ 入札参加者は、入札執行に関し、町の担当職員の指示に従わなければなりません。
- ⑤ 入札書に、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず印鑑証明書に登録された印鑑（代理人の場合委任状に押印されている代理人の印鑑）を押印してください。
- ⑥ 入札書には、落札希望額（税込み）を記載してください。
- ⑦ 入札は、入札参加者立会いのもと開札を行います。
- ⑧ 入札は、入札書を封かんし、提出していただきます。
- ⑨ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- ⑩ 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

(4) 落札者の決定

- ① 設定されている最低売却価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の額をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同じ額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに町職員立会いのもと、「くじ」によって落札者を決定します。
- ③ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札
- ④ 入札額の記載が不明確な入札（入札額の訂正は認められません。）
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び入札額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者にお知らせします。

7 契約の締結

- (1) 落札者は、令和4年2月2日（水）までに契約を締結していただきます。なお、契約

に際しての契約保証金は免除します。

- (2) 正当な理由がなく、指定期日までに契約を締結しない場合は、契約を締結しないものとみなします。その場合、落札は無効となり、入札額の高い順に契約交渉を行います。

8 売買代金の支払

落札者は、売買契約締結後に売買代金全額を、町が発行する納入通知書により、指定金融機関等にお支払いいただきます。

9 売払い物品の引渡し

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等は、全て落札者の負担となります。
- (2) 引渡後の故障及び瑕疵等について、町は一切責任を負いません。
- (3) 売買代金の納付書兼領収書（領収印があるもの）を提示していただいたときに、鍵・自動車検査証等をお渡しします。なお、車両の引取りは、令和4年2月10日（木）までに行ってください。
- (4) 引渡しから2週間以内に名義変更を行い、手続完了後、証明書の写しを提出してください。
- (5) 車両に表示してある町名等について、引渡し後、2週間以内に落札者が抹消し、町の確認を受けてください。

10 その他

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 本売却案内書に記載のない事項については、落札後に協議することとします。

11 問合せ先

上牧町 総務部 総務課 総務管財係

電話0745-76-1001 内線208